

# 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の改正等について

(H28.4鳥取県)

●平成27年度及び平成28年度税制改正により、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税率等が改正されます。

## 法人県民税（法人税割）

区 分	税 率	
	平成26年9月30日以前 に開始する事業年度	平成26年10月1日以降 に開始する事業年度
次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・ 課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社	5.8%	4.0%
上記以外の法人	5.0%	3.2%

## 法人事業税

法人等の区分	所得等の区分	税 率		
		平成26年10月1日 から平成27年3月 31日までに開始す る事業年度	平成27年4月1日 から平成28年3月 31日までに開始す る事業年度	平成28年4月1日 から平成29年3月 31日までに開始す る事業年度
普通法人 (資本金1億円以下)  (一般の法人、法人で ない社団又は財団)	所得のうち年400万円以下の金額		3.4%	
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額		5.1%	
	所得のうち年800万円を超える金額		6.7%	
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の 都道府県に事務所・事業所がある法人の所得		6.7%	
普通法人 (資本金1億円超)  【外形標準課税】	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%
	所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%
	3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%
	付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%
資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%	
特別法人  (協同組合、信用金 庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額		3.4%	
	所得のうち年400万円を超える金額		4.6%	
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の 都道府県に事務所・事業所がある法人の所得		4.6%	
電気・ガス供給業、保険業	収入金額		0.9%	

※ 平成26年9月30日以前に開始する事業年度については各県税事務所にお尋ねください。

外形標準課税の拡大により負担増となる中堅企業については、配慮措置が講じられます。  
詳しくは裏面をご覧ください。

## 地方法人特別税

課税標準	税 率		
	平成26年10月1日 から平成27年3月 31日までに開始す る事業年度	平成27年4月1日 から平成28年3月 31日までに開始す る事業年度	平成28年4月1日 から平成29年3月 31日までに開始す る事業年度
外形標準課税法人(資本金1億円超の普通法人)の法人事業税所得割額	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税法人以外の法人の法人事業税所得割額		43.2%	
収入金課税法人の法人事業税収入割額		43.2%	

## お問い合わせ先

名 称	所 在 地	電話番号	ファックス番号	管轄区域(※)
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市・岩美郡・八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3109	0858-23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所 課税課 事業税担当	〒683-0054 米子市鞆町1丁目160	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市・西伯郡・ 日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7054	0857-26-7087	

※鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。

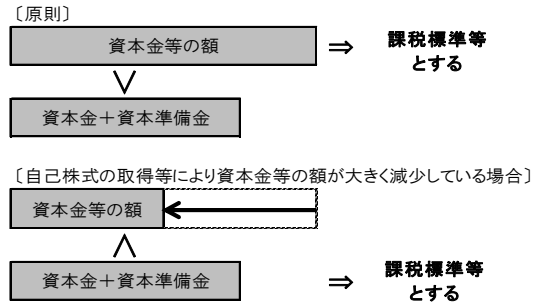
●平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用になるその他の主な改正について

(1) 法人県民税均等割の税率区分の基準・法人事業税資本割の課税標準の改正

◆ 法人住民税均等割の税率区分の基準及び法人事業税資本割の課税標準を、**原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とします**（右表のとおり）。

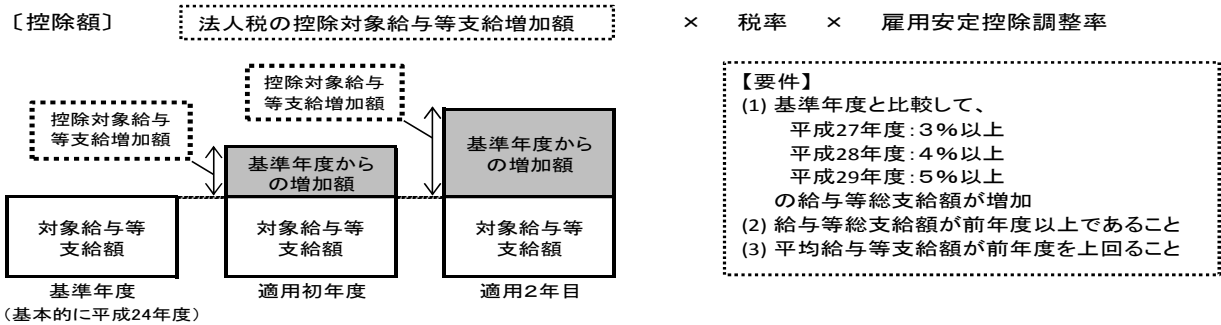
- ① 法人税法上の「資本金等の額」
- ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額

◆ 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じます。



(2) 付加価値割における所得拡大促進税制（外形標準課税法人のみ）

◆ 外形標準課税の拡大に際し、賃上げを促進する観点から、**法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除**し、増加額に係る付加価値割額を実質的に税額控除します。※雇用安定控除との重複について調整があります。



(3) 外形標準課税法人の負担変動に対する配慮措置（外形標準課税法人のみ）

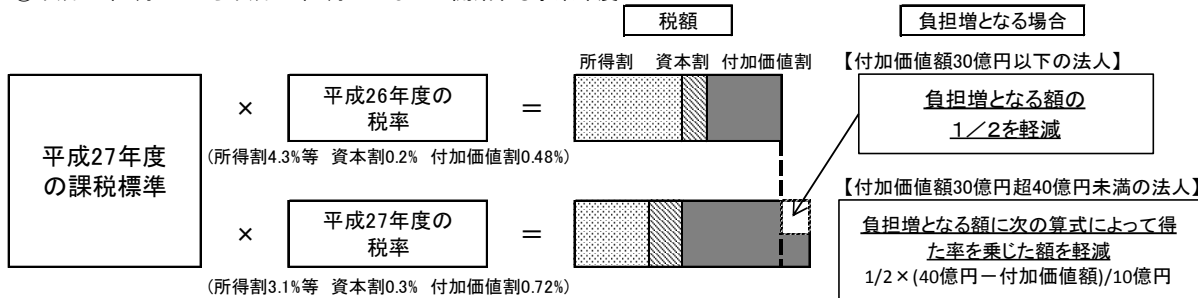
◆ 外形標準課税の拡大により**負担増となる法人（欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人）のうち、事業規模が一定以下の法人**について、これを軽減する経過措置が設けられました。

付加価値額 30 億円以下の法人 → 負担増となる額の  $\left[ \begin{matrix} \text{H27} & 1/2 \\ \text{H28} & 3/4 \\ \text{H29} & 2/4 \\ \text{H30} & 1/4 \end{matrix} \right]$  を軽減

付加価値額 30 億円超 40 億円未満の法人 → 負担増となる額に各年度の軽減率を乗じた額に、付加価値額に応じて 1 から 0 までの間の率を乗じた額を軽減

【措置のイメージ】

①平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度



②平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度

